告(二件)

(◉印は、県法規集掲載事項)ページ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、次の表 香川県告示第百六十九号

告

示

八

告

示

目

次

●公平委員会の事務の受託の廃止 (二件)

町及び字の区域に編入する旨の届出

(自治振興課)

平成元年香川県告示第千四十号 (航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を

(環境管理課)

さぬき市長から届出があった。

平成十八年三月十四日

の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年三月十五日から編入する旨、

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

あてはめる地域)の一部改正

 \bigcirc

 \bigcirc

香川県知事 鍋 武

紀

さぬき市造田乙井字西山田 上 る市有地の全部並びに字北山田一六八に隣接する道 さぬき市造田乙井字北山田一四五の一、一四六の一 路である市有地の全部 一六八の一部及びこれらの区域に隣接する道路であ 下

隣接介在する道路・水路である市有地の全部並びに三七三の三の一部、三七三の四及びこれらの区域に三七二の一部、三六三の一の一部、三六三の一の一部、三六三の二の一部、三六三の二の一部、三五四さぬき市造田乙井字内間三五三の二の一部、三五四 字内間三五三の二、三六四の三、三六四の四、三七 一の二、三七二の二に隣接する道路・水路である市

公

道路の位置指定の変更指定 (三件) 道路の区域変更及び供用開始(四件)

(労働政策課)

五

(土地改良課

六

建

築

四三

(道路保全課)

(水

産

道路の区域変更 道路の供用開始 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

である市有地の一部、三三六の三に隣接する水路でさぬき市造田乙井字西山田二四二の二の地先の道路 ある市有地の全部

香川県告示第百七十号

さぬき市造田乙井字内間

有地の一部

(第九三一九号)

香

Ш

県

報

平成十八年三月十四日

平成十八年香川県公告第百三十三号 (土地改良区の役員の就退任の届出)

0

土地改良事業に係る換地処分の届出

土地改良区の清算人の退任の届出

県営土地改良事業計画の決定

土地改良事業の同意

土地改良事業の認可 土地改良事業の適否決定 争議行為を行う旨の届出

平成十八年三月十九日をもって、仲多度郡琴南町、 受けていた公平委員会の事務の受託を廃止する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十四第二項の規定により、 同郡満濃町及び同郡仲南町から委託を

平成十八年三月十四日

武 紀

香川県告示第百七十一号

平成十八年三月二十日をもって、小豆郡内海町、同郡池田町、綾歌郡綾上町及び同郡綾南 町並びに綾南環境衛生組合から委託を受けていた公平委員会の事務の受託を廃止する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十四第二項の規定により、

香川県知事 武 紀

香川県告示第百七十二号

平成十八年三月十四日

地域)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。 平成元年香川県告示第千四十号 (航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる

平成十八年三月十四日

香川県知事 武

に改める **「関係町役場」を「綾川町住民生活課」に、「、綾上町及び綾南町」を「及び綾川町**

香川県告示第百七十三号

届出を審査した結果、引田加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があっ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による

たと認めたので告示する。

平成十八年三月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第百七十四号

により、王越加入区について、平成十四年香川県告示第百四十二号による保険に付すべき 義務は、平成十八年三月十一日限り消滅したので告示する。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定

平成十八年三月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第百七十五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月十四日から同年四月

四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十四日

道路の種類 県道 (主要地方道)

香川県知事

武

紀

路 線名 丸亀三好線 (四号)

道路の区域

区で第香平 域変三川成 備

四 供用開始の期日 平成十八年三月十四日

香川県告示第百七十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

月四日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月十四日から同年四

平成十八年三月十四日

道路の種類 国道 (一般)

香川県知事

武

紀

路 線 名 四百三十八号

Ξ 道路の区域

二六二七番一地先まで仲多度郡満濃町大字炭	二六一七番一地先から仲多度郡満濃町大字炭	区
/まで / 字炭所西字塩田	から一字炭所西字塩田	閰
後	前	前変 後 別更
	s ハ 六 ・	(メートル) 敷地の幅員 延 長
— 五 九	一五九	(メートル) 延 長
	道 事に伴う現 現	備考

香川県告示第百七十七号

のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分 の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月十四日から同年四 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

平成十八年三月十四日

月四日まで一般の縦覧に供する。

香川県知事 武

紀

道路の種類 県道 (一般)

路線 穴吹塩江線 (百六号)

Ξ 道路の区域

八六番一地先まで高松市塩江町安原上東字枌谷二六	八六番一地先から高松市塩江町安原上	区
上東字枌谷二六	上東字枌谷二六	閰
後	前	前後 別 更
_	五 ⁵ 四 五 六	(メートル) 敷地の幅員 延 長
≣	=	(メートル) 延 長
[2 ti 0 3 \$	区域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地	備考

供用開始の期日 平成十八年三月十四日

四

香

Ш

県

報

平成十八年三月十四日

香川県告示第百七十八号

の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。 のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

月四日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月十四日から同年四

平成十八年三月十四日

香川県知事 武 紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

路線名 塩江屋島西線 (三十号)

Ξ 道路の区域

番七地先まで高松市西植田町字一ノ坂七四三三	番七地先から高松市西植田町字一ノ坂七四三三	番二〇地先まで高松市西植田町字一ノ坂七四二九	番二〇地先から高松市西植田町字一ノ坂七四二九	区間
後	前	九	九前	前変 後 別更
八 ⁵ 七 六 八	四~四.六 二	- 0 5 三 六 七	四、三、八、七	(メートル)敷地の幅員
<u> </u>	110		五三	(メートル) 延 長
		5	D ラ区域の変 は の変 で で で で の変	備考

供用開始の期日 平成十八年三月十四日

四

香川県告示第百七十九号

のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分 の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

Ш

前

三八

五〇

う区域の変 旧工事に伴 を

五〇

更

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月十四日から同年四

月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十四日

道路の種類 県道 (主要地方道)

香川県知事

真

鍋

武

紀

路 線 名 塩江屋島西線 (三十号)

Ξ 道路の区域

三高七松市	一高 地松 先市	
二七地先まで 局松市東植田町字	から西植田町字	X
二七地先まで 局松市東植田町字東高三一二一番	一地先から高松市西植田町字永惣七三五二番	間
後	前	前変 後 別更
二 5 四	一 七 九 八	(メートル) 敷地の幅員 延 長
二八五	二八五	(メートル) 延 長
5	D 区域の変 ・	備考

四 供用開始の期日 平成十八年三月十四日

香川県告示第百八十号

のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月十四日から同年四

月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

路線 名 塩江屋島西線 (三十号)

Ξ 道路の区域

X 間 前*变* 後 別 更 (メートル) 敷地の幅員 (メ イ 延 ト ル 長 考

> 四地先から高松市東植田町字大浴四二四四番 地先まで 地先から高松市菅沢町字辻峠一〇四七番 四地先まで高松市東植田町字大浴四二四四番 高松市菅沢町字大畑一〇四六番 後 前 後 <u>=</u> = \cdot 八〇 九二 九 二 四八八 五・八

> > Ξ

Ξ

供用開始の期日 平成十八年三月十四日

四

香川県告示第百八十一号

和五十四年六月一日指道第十号 (香川県告示第一三六号)で行った道路の位置の指定を次 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 昭

のように変更して指定した。

平成十八年三月十四日

指定番号 長土指道 第七号

香川県知事

真

武

紀

指定年月日 指定道路の位置 東かがわ市町田二一五 一九 平成十八年二月二十八日

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・五二メートル

延長 一八・六〇メートル

関係の図面は、 香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供

する。

香川県告示第百八十二号

和五十四年六月一日指道第十号 (香川県告示第一三六号)で行った道路の位置の指定を次 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、昭

す る。 四 四 のように変更して指定した。 和五十四年六月一日指道第十号 (香川県告示第一三六号)で行った道路の位置の指定を次 のように変更して指定した。 **労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 第三十七条第一項の規定により、高松** 香川県公告第百四十八号 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、昭 香川県告示第百八十三号 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供 指定年月日 指定番号 指定年月日 指定道路の位置 平成十八年三月十四日 指定道路の位置 指定番号 平成十八年三月十四日 **指定道路の幅員とその延長 幅員 四・三〇メートル~六・三四メートル及び六・〇** 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七〇メートル 公 平成十八年二月二十八日 長土指道 第九号 平成十八年二月二十八日 長土指道 第八号 木田郡三木町大字氷上字南中川一九九二 一一 東かがわ市町田二二八 延長 延長 二四・八四メートル 告 六三・七一メートル 〇メートル 香川県知事 真 鍋 武 武 紀 紀 Ξ 四 二日時 地改良事業奈良須池地区)を行うことについて平成十八年三月一日適当と決定した。 十一日まで縦覧に供する。 第八条第一項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業 (単独県費補助土 赤十字病院労働組合執行委員長奥映子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十八年三月 三日通知があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法 香川県公告第百五十号 その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年三月二十二日から同年四月 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する同法 香川県公告第百四十九号 干名を除く 又は併用して行う。 停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の為の一切の争議を単独 院並びに日本赤十字社に対する争議 平成十八年三月十四日 平成十八年三月十四日 但し、救急患者及び入院中の重傷患者のための保安の必要のある場合は、保安要員若 前記場所における全体的あるいは部分的、連続的あるいは断続的に、すべての業務の 争議行為の概要 平成十八年三月十六日午前零時以降要求貫徹に至るまでの期間 平成十八年春闘要求の完全獲得を目的とする本組合とその相手方である高松赤十字病 香川県高松市番町四丁目一番三号 高松赤十字病院の構内又は職場 香川県知事 香川県知事 真 鍋 武 武 紀 紀

香

Ш

報

平成十八年三月十四日

(第九三一九号)

五

Ш

六

第十条第一項の規定により、 地改良事業長池地区)を行うことについて平成十八年三月二日認可した。 高松市屋島東町土地改良区が土地改良事業 (単独県費補助土

平成十八年三月十四日

香川県知事 真

鍋

武

紀

香川県公告第百五十一号

同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市町が当該下欄に掲げる土地改良 事業を行うことについて平成十八年三月一日同意した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する

平成十八年三月十四日

香川県知事 武

紀

綾南町	丸亀市	市
町	市	町
		名
団体営ため池等整備事業西谷池地区	団体営ため池等整備事業池谷池地区	土地改良事業名

香川県公告第百五十二号

第十八条第十六項の規定により、綾歌郡宇多津土地改良区清算法人から清算人の退任につ いて次のとおり届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第六十八条第二項において準用する同法

平成十八年三月十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

退任した清算人

種清 算人の

名 住

所

退

任

年

月

日

氏

清算人 大喜多 功

綾歌郡宇多津町大字東分一七〇〇番地

西角 邦夫

一六二三番地一

平成一七、

ó

一七

"

香川県公告第百五十三号

地改良事業 (県営ため池等整備事業 (小規模) 明神池地区) 計画を平成十八年三月六日定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、県営土

めた。

まで縦覧に供する。 その関係書類を土庄町農林水産課において平成十八年三月二十二日から同年四月十一日

平成十八年三月十四日

香川県公告第百五十四号

促進事業乙井川北地区)の換地処分をした旨届出があった。 五十四条第三項の規定により、さぬき市から平成十八年三月一日土地改良事業 (基盤整備 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の四において準用する同法第

平成十八年三月十四日

香川県公告第百五十五号

ように訂正する。 平成十八年香川県公告第百三十三号 (土地改良区の役員の就退任の届出)の一部を次の

平成十八年三月十四日

" " ||||九七四番地」を「〃

に改める。

二中""

公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

平成十八年三月十四日

香川県公安委員会規則第二号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第一条 道路交通法施行細則 (平成十二年香川県公安委員会規則第三号) の一部を次のよ

うに改正する。

別表第一小豆警察署の項中「福田駐在所 大部駐在所 豊島駐在所」を「大部駐在所

香川県知事

武

紀

香川県知事 武

紀

香川県知事 武 紀

三二九七番地」

杳川県公安委員会委員長

神

原

博

川交番」に改める。 豊島駐在所 福田駐在所」に改め、同表高松南警察署の項中「香川南駐在所」を「香

多度郡満濃町真野三〇番五」を「仲多度郡まんのう町真野三〇番五」に、「仲多度郡満 同表一般県道 (百九十七号) 財田満濃線の項中「財田満濃線」を「財田まんのう線」に、 の項中「三木綾南線」を「三木綾川線」に、「綾歌郡綾南町畑田二二六七番一」を「綾 番三」に改め、同表一般国道四百三十八号の項中「仲多度郡満濃町長尾一四七一番」を 番一」を「仲多度郡まんのう町買田字中手五二四番ー」に改め、同表一般国道三百七十 **濃町神野四五番三」を「仲多度郡まんのう町神野四五番三」に改め、同項の次に次のよ 県道 (二百号) 満濃善通寺線の項中「満濃善通寺線」を「まんのう善通寺線」に、「仲 郡満濃町長尾一四七一番」を「仲多度郡まんのう町長尾一四七一番」に改め、同表一般** 歌郡綾川町畑田二二六七番一」に改め、同表主要地方道(二十三号)詫間琴平線の項中 「仲多度郡まんのう町長尾一四七一番」に改め、同表主要地方道 (十三号) 三木綾南線 七号の項中「仲多度郡仲南町十郷買田五〇八番三」を「仲多度郡まんのう町買田五〇八 「仲多度郡満濃町真野三〇番五」を「仲多度郡まんのう町真野三〇番五」に、「仲多度 **「仲多度郡仲南町佐文六八七番一」を「仲多度郡まんのう町佐文六八七番一」に改め、** 別表第一の三の一般国道三十二号の項中「仲多度郡仲南町大字十郷字買田中手五」

大見吉津仁尾線 一般県道 (二百二十号) 三豊市三野町大見甲九二八番一地先まで三豊市三野町下高瀬三一五三番七地先か 豊市三野町下高瀬三一〇六番五地先から

|豊市三野町大見甲九二八番||地先まで

Ų

うに加える。 に改め、同表満濃町道塩入満濃線の項を削り、同表多度津町道二号線の項の次に次のよ 三番一」に、「綾歌郡綾南町畑田二二六七番一」を「綾歌郡綾川町畑田二二六七番一」 を「綾歌綾川線」に、「綾歌郡綾上町山田下六四三番一」を「綾歌郡綾川町山田下六四 別表第一の三の一般県道 (二百七十八号) 綾歌綾上綾南線の項中「綾歌綾上綾南線」

まんのう町道三田線

仲多度郡まんのう町神野四五番二一地先まで 仲多度郡まんのう町神野四五番一三地先から

仲多度郡まんのう町七箇四一九八番一地先まで仲多度郡まんのう町七箇四一八六番三地先から

に改める。 に、「 仲多度郡仲南町七箇四一九八番一」を「仲多度郡まんのう町七箇四一九五番一」 に、「 仲多度郡仲南町七箇三九五三番五」を「仲多度郡まんのう町七箇三九五三番一」 別表第一の三仲南町道三田線の項中「仲南町道三田線」を「まんのう町道塩入満濃線

二条 道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

第

介護予防小規模多機能型居宅介護を居宅において行うために」に改め、同号中トを二と ン、同条第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導若しくは同条第十六項に規定する 項に規定する介護予防訪問看護、同条第五項に規定する介護予防訪問リハピリテーショ に規定する介護予防訪問介護、同条第三項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第四 護若しくは同条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第八条の二第二項 を「、同条第六項」に、「のために」を「、同条第十五項に規定する夜間対応型訪問介 八項」を「同条第四項」に、「同条第九項」を「同条第五項」に、「又は同条第十項」 いて行われるものに限る。) 」を削り、「同条第七項」を「同条第三項」に、「同条第 平成九年法律第百二十三号) 第七条第六項」を「第八条第二項」に改め、「 (居宅にお において「居宅」という。)」に改め、同号中ホを口とし、へを八とし、同号ト中「(九年法律第百二十三号)第八条第二項に規定する居宅 (同項に規定する居室を除く。二 第十条第一項第一号中口から二までを削り、同号水中「居宅」を「介護保険法 (平成 同号に次のように加える。

ホ 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第二項に規定する居 宅介護のために使用する車両

第二十八条に次の一号を加える。

道路において、ロボットの移動を伴う実験をすること。

別表第一坂出警察署の項中「国分寺南駐在所 国分寺交番」を削り、同表綾南警察署

の項を次のように改める。

高松西警察署

国分寺交番 枌所駐在所

報 平成十八年三月十四日

香

Ш

県

(第九三一九号)

七

別表第 別表第一の三の一般国道三十二号の項を次のように改める 一観音寺警察署の項中「仁尾交番」を「仁尾駐在所」 に改める

一般国道三十二号 仲多度郡まんのう町買田字中手五二四番一地先まで仲多度郡琴平町大字榎井字中之町七〇一番二地先から 丸亀市綾歌町大字岡田上字今滝四一四番三地先まで高松市田村町字中川原四二六番三地先から

別表第一の三の一般国道百九十三号の項の次に次のように加える。

一般国道三百十九号

仲多度郡琴平町榎井字中之町七〇七番一地先まで善通寺市金蔵寺町字本村一二五二番二地先から

善通寺市原田町字土居一四七三番三地先から 善通寺市与北町字京免三三四五番一地先まで

池田線の項の次に次のように加える。 を「仲多度郡まんのう町炭所西二二三六番一」に改め、同表主要地方道(五号)観音寺 別表第一の三の一般国道四百三十八号の項中「仲多度郡まんのう町長尾一四七一番」

主要地方道 (六号) 込野 観音寺線 観音寺市観音寺町甲二八五番一二地先まで観音寺市出作町七三四番四地先から

別表第一の三主要地方道(二十三号)詫間琴平線の項の次に次のように加える。

善通寺大野原線主要地方道 (二十四号)

善通寺市上吉田町二六二番一地先まで善通寺市与北町三三一七番一地先から

別表第一の三主要地方道 (三十五号) 豊中三野線の項の次に次のように加える

三木牟礼線 主要地方道 (三十八号)

木田郡三木町大字井上二三〇四番一地先まで木田郡三木町大字井上二五一二番一〇地先から

別表第一の三主要地方道 (四十五号) 高松空港線の項の次に次のように加える。

長尾丸亀線 主要地方道(四十六号)

仲多度郡まんのう町羽間一八四四番八地先まで仲多度郡まんのう町長尾九四五番四地先から

観音寺善通寺線 主要地方道 (四十九号) 観音寺市観音寺町甲二八五番一二地先まで観音寺市観音寺町甲一二三六番七地先から

別表第一の三の一般県道 (二百三十七号) 黒渕本大線の項の次に次のように加える。

観音寺港観音寺停車場線 粟井観音寺線 般県道 (二百四十号) 般県道 (二百三十九号) 観音寺市粟井町一一八二番一地先まで観音寺市柞田町甲五四二番二地先から 観音寺市観音寺町甲一二三六番七地先まで観音寺市観音寺町甲四一二七番一地先から

別表第一の三の一般県道 (二百七十八号) 綾歌綾川線の項の次に次のように加える。

高松琴平線 般県道 (二百八十二号) 丸亀市綾歌町大字岡田上字今滝四一四番三地先から 仲多度郡琴平町大字榎井字中之町七〇一番二地先まで

別表第一の三多度津町道三 一号線の項の次に次のように加える。

線のつ町道片岡南一 号 仲多度郡まんのう町炭所西八○○番一地先まで何多度郡まんのう町炭所西六九四番二地先から

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 附 則

の改正規定 平成十八年三月十五日

第一条中道路交通法施行細則 (以下「細則」という。) 別表第一高松南警察署の項

二 第一条中細則別表第一の三の改正規定 (次号及び第四号に掲げる改正規定を除く。 平成十八年三月二十日

Ξ **木綾南線の項及び一般県道 (二百七十八号) 綾歌綾上綾南線の項の改正規定** 八年三月二十一日 第一条中細則別表第一小豆警察署の項並びに別表第一の三主要地方道 (十三号) 三 平成十

四 改正規定 平成十八年三月二十四日 第一条中細則別表第一の三に一般県道 (二百二十号) 大見吉津仁尾線の項を加える

五 第二条の規定 平成十八年四月一日

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百六十一条第一項第三号の規定により個人演

(第九三一九号)

九

日その指定を取り消した旨満濃町選挙管理委員会から報告があった。説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十八年三月二

平成十八年三月十四日

香川県選挙管理委員会委員長竹「﨑一克」彦

名称	所 在 地
満濃町農村婦人の家	仲多度郡満濃町大字岸上一一六番地
満濃町農村環境改善センター	仲多度郡満濃町大字四條七三四番地一
満濃町コミュニティー センター	仲多度郡満濃町大字東高篠二八八番地四
満濃町保健センター	仲多度郡満濃町大字吉野一七八〇番地一
満濃町民体育館	仲多度郡満濃町大字吉野一九三二番地一
満濃町勤労青少年ホーム	仲多度郡満濃町大字岸上一二六番地

香川県選挙管理委員会告示第四十七号

日その指定を取り消した旨琴南町選挙管理委員会から報告があった。 | 説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十八年三月二| 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演

平成十八年三月十四日

香川県選挙管理委員会委員長竹崎・克

彦

名称	所在地
川奥集会所	仲多度郡琴南町川東二七四八番地六
中通児童館	仲多度郡琴南町中通八七一番地一
琴南町総合センター	仲多度郡琴南町川東一四九四番地一
琴南町農村環境改善センター	仲多度郡琴南町造田一九七四番地一

